

# 花や緑に親しむ活動を応援します

(財)新潟県都市緑花センターでは、みどりを守り育てる取り組みを進めています。

みどりは私たちの生活に潤いと安らぎをあたえてくれるだけでなく、地球温暖化を緩和します。ぜひ、この制度を活用し、地域やご家庭の緑化、花や緑のまちづくりにご協力ください。

花と緑のアドバイザー派遣事業



## 専門家から花や緑、自然などについて学ぼう！

町内会、学校、地域団体などで花や緑に関する教室や講習会を行う際に講師をお探しの場合は、当センターの花と緑のアドバイザー派遣事業をご利用ください。

花と緑のアドバイザーは、樹木やガーデニング、自然環境などさまざまな専門分野の方がいます。

## まちに花や緑をふやそう！

花と緑のパートナーづくり事業

都市部や主な観光地にある市町村の小中学校や県の管理施設で行う緑化活動で地域住民やボランティア団体などの皆さんが行う場合、植栽する樹木や草花(宿根草)の購入費用を助成します。



問い合わせ

財団法人新潟県都市緑花センター 企画管理課まで

〒950-0933 新潟市中央区清五郎58番地

TEL 025-257-8711

FAX 025-257-8766

Eメール [center@greenery-niigata.or.jp](mailto:center@greenery-niigata.or.jp)

URL <http://www.greenery-niigata.or.jp>

# 花と緑のアドバイザー派遣事業とは？

町内会、学校、地域団体などが花や緑に関する講習会を開催する際、当センターの花と緑のアドバイザーを講師として派遣する事業です。  
花と緑に関して優れた知識、技術、技能を持っている方から指導を受けることができます。



利用できる団体は？

ボランティア団体、学校、PTA、住民団体、企業、県・市町村などの各種団体です。



どんな内容に利用できるの？

花や緑に関する講習会や教室、シンポジウムなどの開催に利用できます。

(例：各種植物の育て方教室、自然観察会、緑化講演会、校外学習など)



講習会、教室への助成はあるの？

講師への謝金や交通費を助成します。

1回の助成は15,000円を限度とします。



講師の派遣回数は何回まで？

1つの団体は年2回までの利用となります。



利用する際に必要な書類は？

申請書のみです。(催事内容、開催予定日時、開催場所、指導内容、参加人数を記入)

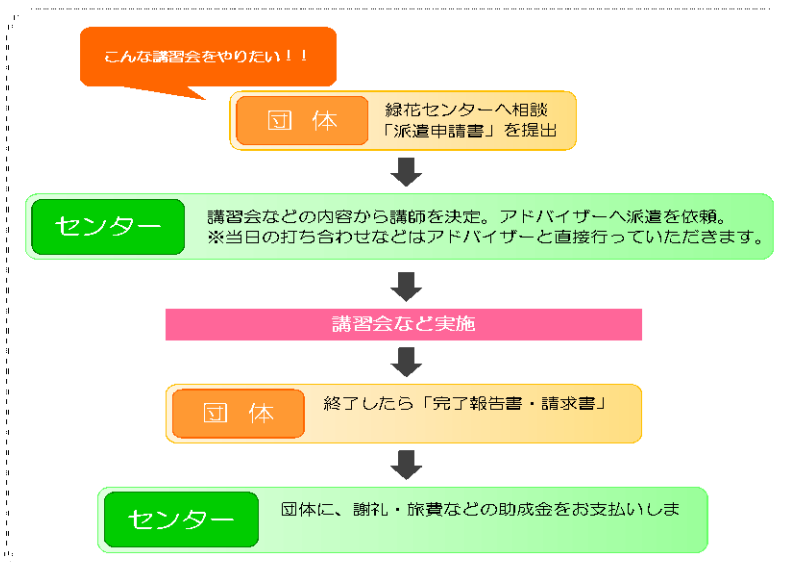


注意事項

平成23年度の利用は、4月1日以降、随時受付します。

予算に達した場合は、受付を終了します。

詳しくはお問合せください。



# 花と緑のパートナーづくり事業とは？

緑化ボランティア団体、学校、自治会などが小中学校や県の管理施設の緑化活動を行う際、植栽する樹木や花苗（宿根草、球根も含む）の購入費用を助成する事業です。



利用できる団体は？

ボランティア団体、町内会、学校などの団体



どんな費用に助成してもらえるの？

樹木購入費(支柱及び肥料等の購入費含む)

花苗購入費(肥料等の購入費含む、球根も対象)※一年草の場合は制限があります



対象となる場所や施設はあるの？

都市計画区域内または主要な観光地の県管理施設及び市町村管理施設の小中学校が対象となります。



助成される割合や限度額はあるの？

県管理施設での活動の場合 助成割合 10/10 助成限度額50万円まで

市町村の小中学校での活動の場合 助成割合 1/2 助成限度額25万円まで



利用する際に必要な書類は？

①申請書

②申請する団体の概要書（植栽後の維持管理計画、施設管理者の承諾書を含む）

③緑化活動の場所が分かる位置図

④平面図（植栽の配置図）

※継続申請の場合、前年度の活動実績及び植栽の状況写真を添付が必要。

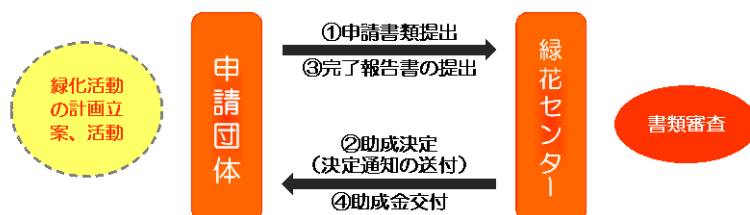


注意事項

申請の受付は、4月1日以降、随時受付します。予算に達した場合は、受付を終了します。対象経費の総額が10万円以上の規模の緑化活動が対象です。

詳しくはお問合せください。

・申請の受付から助成の決定、事業の実施まで  
①申請書類提出 → 書類の審査 → ②助成決定（助成決定通知書の送付） → 緑化の実施



・事業実施から助成金交付まで  
事業実施終了後 → ③完了報告書の提出 → 書類審査 → ④助成金交付

# 過去の事例紹介

## ■花と緑のアドバイザー派遣事業



花や緑を育て、楽しむ



緑や自然を守る  
自然や生き物を観察する



## ■花と緑のパートナーづくり事業

